

吸収分割に係る事前開示事項

株式会社トクヤマとトクヤマセメント株式会社は、両者の間で締結された 2026 年 7 月 24 日付け吸収分割契約書に基づき、2026 年 10 月 1 日を吸収分割の効力発生日として、株式会社トクヤマを分割会社（以下「吸収分割会社」といいます。）、トクヤマセメント株式会社を承継会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本吸収分割について、吸収分割会社については会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条の規定に基づき、吸収分割承継会社については会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づき、次のとおり吸収分割契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した本書面を、吸収分割承継会社及び吸収分割会社の各本店に、それぞれ備え置きます。

1. 吸収分割契約書

別紙 1. のとおりです。

2. 吸収分割対価の相当性に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割に際して、吸収分割会社に対して、吸収分割承継会社の普通株式 1 株を交付します。

吸収分割会社に対して交付される株式の数につきましては、吸収分割承継会社が吸収分割会社の完全子会社であることを踏まえ、吸収分割会社及び吸収分割承継会社が協議の上で決定したものであり、吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、相当であると判断しております。

また、本吸収分割により増加する吸収分割承継会社の資本金及び資本準備金の額について、本吸収分割後における吸収分割承継会社の事業内容及び吸収分割会社から承継する資産及び負債を考慮し、会社計算規則第 37 条又は第 38 条に定めるところに従って決定するものであり、吸収分割会社及び吸収分割承継会社は、相当であると判断しております。

3. 分割対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸収分割会社の新株予約権の定め相当性に関する事項

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

5. 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収分割会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しております。

最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は吸収分割会社の下記 Web サイトよりご覧いただけます。

<https://www.tokuyama.co.jp/ir/report/securities.html>

6. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

別紙 2. のとおりです。

7. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に発生した、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

別紙 3. のとおりです。

8. 吸収分割承継会社において最終事業年度の末日後に発生した、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

別紙 4. のとおりです。

9. 吸収分割の効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

吸収分割会社の 2026 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ約 450,905 百万円及び約 243,857 百万円であります。吸収分割承継会社の 2026 年 7 月 1 日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ 1,000,000 円及び 0 円であります。

また、本吸収分割により、効力発生日において吸収分割会社から吸収分割承継会社に承継する資産の額は約 2,800 百万円、負債の額は約 1,800 百万円を見込んでおります。

この点、吸収分割会社及び吸収分割承継会社の資産及び負債について効力発生日までの変動を考慮しても、本吸収分割が実施された後の吸収分割会社及び吸収分割承継会社の資産の額は、いずれもその負債の額を十分に上回ることが見込まれます。なお、時価評価においても本吸収分割後の資産の価額が負債の額を上回ることが見込まれます。

さらに、本吸収分割後の吸収分割会社及び吸収分割承継会社の収益状況について、効力発生日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務の履行に支障を来すような事象の発生及びその可能性は、現在までのところ認識されておりません。

以上より、効力発生日以後における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の債務につき、履行の見込みがあるものと考えます。

なお、事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項をただちに開示いたします。

2026 年 8 月 6 日

(吸収分割会社)

山口県周南市御影町 1 番 1 号

株式会社トクヤマ

代表取締役 社長執行役員 井上 智弘

(吸収分割承継会社)

山口県周南市御影町 1 番 1 号

トクヤマセメント株式会社

代表取締役 谷口 隆英



吸収分割契約書

株式会社トクヤマ（以下「分割会社」という。）とトクヤマセメント株式会社（以下「承継会社」という。）は、分割会社が第1条に定める事業に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、2026年7月24日付けで、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

分割会社は、効力発生日（第7条において定義する意味を有する。以下同じ。）をもって、会社法が規定する吸収分割の方法により、分割会社が営む事業のうち、日本国内セメント販売事業（ただし、製造、開発、廃棄物処理事業及び海外輸出に関するものを除き、サービスタンク（本件事業に係る顧客に貸与しているタンク及び移動式タンク並びにそれらの付帯設備を意味する。）及びそれに付随する契約を含む。）及び日本国内固化材販売事業（以下総称して「本件事業」という。）に関して有する権利義務のうち第3条に定めるものを承継会社に承継させ、承継会社は、これを承継する。

第2条（商号及び住所）

本件分割の当事会社の商号及び住所は、次の各号に掲げるとおりである。

(1) 分割会社

商号：株式会社トクヤマ

住所：山口県周南市御影町1番1号

(2) 承継会社

商号：トクヤマセメント株式会社

住所：山口県周南市御影町1番1号



第3条（承継する権利義務）

1. 本件分割により、承継会社が分割会社から承継する権利義務は、効力発生日における別紙記載の資産その他の権利義務とする。なお、権利義務の移転につき関係官庁その他の関係者の許認可、承諾、同意等を要するものについては、当該許認可、承諾、同意等の取得を条件として、当該権利義務を移転承継する。
2. 前項による分割会社の債務の承継会社への承継については、全て免責的債務引受けの方法による。

第4条（本件分割に際して交付する対価）

承継会社は、本件分割に際して、承継会社が前条に基づき承継する権利義務の対価として、分割会社に対し、承継会社の普通株式1株を交付する。

第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

承継会社は、本件分割により資本金及び準備金の額を増加しない。

第6条（競業避止義務）

分割会社は、本件事業について、本件分割に基づく競業避止義務を負わない。

第7条（効力発生日）

本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年10月1日とする。ただし、本件分割の手の続の進行その他の事由に依じ必要があるときは、当事会社間で協議の上、これを変更することができる。

第8条（株主総会の承認等）

1. 分割会社は、会社法第784条第2項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく、本件分割を行う。
2. 承継会社は、効力発生日の前日までに、株主総会において本契約の承認を得る。
3. 分割会社及び承継会社は、前二項に定めるものの他、債権者保護手続、労働者保護手続その他関連法令により必要な手続を行うものとする。

第9条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日（第7条ただし書きの規定により変更された場合、当該変更された日）の前日までに、以下のいずれかの事由が生じた場合、その効力を失う。

- (1) 当事会社間で本契約を解除することを合意した場合
- (2) 本契約の履行に必要な関係官庁の承認等が得られなかった場合

第10条（準拠法及び管轄合意）

本契約は、日本法に準拠するものとし、日本法に従って解釈される。本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、両当事会社が協議の上、これを定める。

（以下余白）

本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、各当事会社が記名押印の上、各自 1 通を保管する。

2026 年 7 月 24 日

分割会社：山口県周南市御影町 1 番 1 号

株式会社トクヤマ

代表取締役 社長執行役員 井上 智弘



承継会社：山口県周南市御影町 1 番 1 号

トクヤマセメント株式会社

代表取締役 谷口 隆英



別紙

承継権利義務明細表

承継会社が分割会社から承継する資産その他の権利義務は、効力発生日において分割会社が本件事業のみに関して保有する次に記載する権利義務とする。

1. 承継する資産（後記 2.の知的財産権を除く。）

分割会社が効力発生日において本件事業のみに関して保有する不動産、動産、電話加入権、有価証券その他本件事業のみに関する資産であって、承継対象に含まれることが合理的であると考えられるもの（ただし、売掛金その他両当事会社が別途合意するものを除く。）並びに分割会社が保有するトクヤマ通商株式会社の普通株式 5 万 8000 株及び株式会社トクヤマエムテックの普通株式 10 万株

2. 承継する知的財産権

分割会社が効力発生日において本件事業に関して保有する特許権、商標権を含む知的財産権

3. 承継する負債

前記 1 の資産のうち、担保として受領した資産に係る返還債務を除き、なし。疑義を避けるために付言すると、承継会社は、分割会社の納税義務、不法行為により生じた債務、簿外債務（役員又は従業員に対する未払いの報酬、給与、賞与、退職金等の債務（もしあれば）を含む。）、偶発債務及び潜在債務を一切承継しない。

4. 承継する契約上の地位等（後記 5.の雇用契約を除く。）

(i)上記 1.承継する資産及び 2.承継する知的財産権に関する契約、(ii)売主を当事者として締結された本件事業のみに属する売買契約及びこれに付随する契約（書面によるか口頭によるかを問わない。）並びに(iii)本件事業のみに関する賃貸借契約（ただし、当事者が別途合意するものを除く。）

5. 承継する雇用契約

なし

6. 許認可

本件事業のみに関する許可、認可、登録及び届出等のうち、法令上承継可能なもの

7. 承継するその他の権利義務

なし

以上



別紙 2. 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

貸借対照表
(2026 年 7 月 1 日現在)

(単位：円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
〔流動資産〕 現金・預金 〔固定資産〕	1, 000, 000 —	〔流動負債〕	—
		〔固定負債〕	—
		負債合計	—
		〔株主資本〕 資本金	1, 000, 000
		純資産合計	1, 000, 000
資産合計	1, 000, 000	負債純資産合計	1, 000, 000

別紙 3. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に発生した、重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。

別紙 4. 吸収分割承継会社において最終事業年度の末日後に発生した、重要な財産の処分、
重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。